

船橋市 一般介護予防事業

地域介護予防活動支援事業

「アクティブシニア介護予防補助金」

令和3年度募集要項

令和3年度の申請受付期間は
令和3年9月1日～令和3年9月30日

申請はできる限り郵送でお願いします

補助金の支払いは精算払い（後払い）です
令和3年度分は令和4年5月頃のお支払いです



【郵送先】 〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55

船橋市保健所 健康づくり課 アクティブシニア介護予防補助金担当 宛

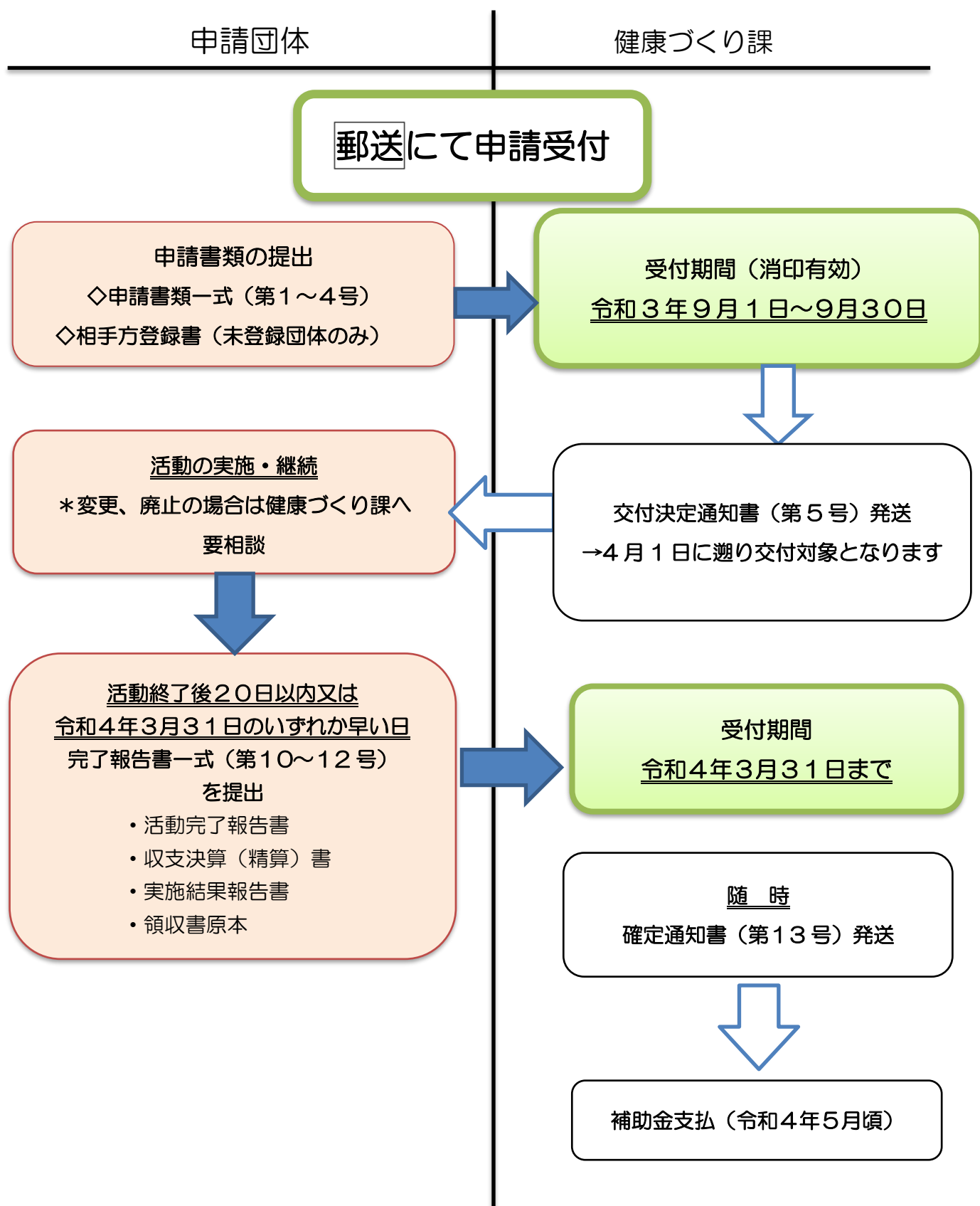
【問い合わせ先】 TEL : 047-409-3817 FAX : 047-409-2934

MAIL : kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp

【目次】

1. 申請～審査～活動実施～活動完了までのスケジュール	3
2. 制度の目的	4
3. 制度の概要	4
4. 補助の対象となる活動	4
5. 補助の対象となる団体	5
6. 補助の対象になる経費	6
7. 申請書類の入手及び記載方法 申請書類提出方法	6
8. 補助事業活動の審査、補助金の交付等	7
9. 活動内容の変更等	8
10. 活動の完了等	9
その他	9
【Q&A】	10
【応募申請様式】（記入例）	

1. 申請～審査～活動実施～活動完了までのスケジュール



ご相談・お問い合わせは船橋市保健所 健康づくり課 TEL047-409-3817

2. 制度の目的

“健康寿命日本一”を目指す船橋市において、高齢者がいつまでも住み慣れた場所できいきと健康で過ごせるよう、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的とします。

そこで、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一般介護予防事業である「地域介護予防活動支援事業」において、「アクティブシニア介護予防補助金」（以下、補助金という）を交付し、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援します。

3. 制度の概要

この制度は、通いの場・体操教室などの地域住民が主体となる団体の活動に対して、介護予防の拠点づくりを支援する事業です。そして、介護予防に資する活動を行う住民団体からの申請に基づき、その活動の内容を審査し、補助対象要件を満たす活動に対し、市がその活動の運営費等についてその住民団体に補助金を交付するものです。

補助金の申請は、「活動支援補助金」として、補助限度額と補助率上限を設定しています。

《補助限度額及び補助率上限》

補助限度額	補助率上限
10万円	補助対象経費総額の80%以内

4. 補助の対象となる活動

令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間内に実施し、活動に参加する者のうち8割以上が65歳以上の市民であり、かつ、運動器の機能向上を目的とした1回あたり30分以上行われる体操を、原則として注) 週1回以上行う活動を補助の対象とします。

注) 週1回以上の活動が原則ですが、新型コロナウイルスの影響でこの条件が難しい場合はご相談ください。

※この事業でいう「体操」とはスポーツ（競技）ではなく、その場で、四肢体幹（全身）を動かし、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能向上に資する運動のことをいい、市で申請内容に基づき、判断します。

※対象となる体操例

- ①健康体操 ②介護予防体操 ③ストレッチ体操 ④リズム体操 ⑤バランス体操 ⑥ヨガ
- ⑦ピラティス ⑧気功 ⑨太極拳 ⑩3Q体操 ⑪3B体操 ⑫フリフリグッパ体操
- ⑬ふなばしシルバーリハビリ体操 ⑭その他、介護予防に資することが期待される体操

〈補助の対象となる活動例〉

事例①：「健康体操」の分野に社会教育関係団体として登録されているグループで、メンバーの8割以上が65歳以上、かつ、公民館等で週1回以上の活動を行う。

事例②：町会・自治会が、新たにふなばしシルバーリハビリ体操指導士等を招いて、定期的に町会・自治会館で体操教室を行う。

事例③：社会教育関係団体として登録している詩吟のグループが、公民館で詩吟の活動を始める前の30分間、ふなばしシルバーリハビリ体操指導士等を招いて体操を行う。

5. 補助の対象となる団体

補助資格要件は、下記の（1）に掲げる要件を全て満たすことが条件となります。ただし、（1）に関わらず、（2）の中のいずれかに該当する場合には補助金の交付を受けることができません。

（1）補助対象要件（次に掲げる要件をすべて満たすこと）

- ① 原則として市内に住所を有する者で構成された、10人以上の団体であり、かつ、活動参加者の8割以上が65歳以上の市民であること。
- ② 市内を主たる活動区域としていること。
- ③ 補助対象活動を定期的かつ継続的に週に1回以上行うこと。
- ④ 補助対象活動の実施に際して、団体の構成員以外の者の参加を受け入れること。
- ⑤ 市内に事務所又は常設の連絡先があること。
- ⑥ 地域で介護予防活動を行う団体として、補助対象活動の実施場所および団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意すること。
- ⑦ 定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有していること。
- ⑧ 補助対象活動に対して、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑨ 社会教育関係団体が補助金を申請する場合は、健康づくり課が社会教育委員会議で意見をきく必要があるため、社会教育関係団体であることを申し出ること。

（2）欠格事由（いずれかに該当する場合、補助金の交付を受けられません）

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ③ 暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ⑤ 団体に課された市税を滞納している団体

6. 補助の対象になる経費

活動の実施に必要で、下表の項目の費目に該当する活動費等が補助の対象になります。

費目	備考（費目ごとの限度額）
消耗品費 及び原材料費	補助対象活動実施の際に必要な物品、材料、資料等の用紙等の購入費（1品につき1万円未満のものに限る。）
使用料	補助対象活動実施の際に使用する施設の使用料及び物品の借上費
印刷製本費	補助対象活動を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費 補助対象活動実施の際に必要なコピー代等
通信費（切手等）	補助対象活動を紹介する印刷物を送るための郵便料金、切手代等 電話は不可
保険料	補助対象活動実施の際に加入する傷害保険等の保険料
報償費（講師交通費）	補助対象活動実施の際に招く外部講師に対する交通費相当の実費
食料費	補助対象活動実施の際に必要な水分補給のための飲料代

※次の経費は補助対象外です

- ・団体の構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代
- ・講師への謝金
- ・団体の経常的な活動に要する経費（定例会議や事務所維持経費など）
- ・事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信費）
- ・その他内容により補助することが適切と認められない経費

7. 申請書類の入手及び記載方法 申請書類提出方法

（1）申請書類の入手

申請書類は、**8月15日から**市ホームページ、公民館、健康づくり課で入手できます。

【申請時に必要な書類】

- ・船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書（第1号様式）
- ・申込団体概要書（第2号様式）
- ・活動計画書（第3号様式）
- ・収支予算書（第4号様式）
- ・組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）
- ・会員名簿（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）
- ・補助金の交付を受けようとする活動の内容及びその効果を説明する資料（教室のチラシなど）
- ・その他市長が必要があると認める書類
- ・相手方登録書（市指定用紙）※未登録団体のみ。団体名の記載された口座が必要となります

(2) 申請受付方法及び受付期間

申請は、原則として郵送にて受付いたします。

※新規で申請をする団体につきましては、事前に健康づくり課にご連絡ください。

令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木) (消印有効)

【郵送先】 〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55

船橋市保健所 健康づくり課 アクティブシニア介護予防補助金担当 宛

【問い合わせ先】

船橋市保健所 健康づくり課 (保健福祉センター2階)

TEL : 047-409-3817 平日の午前9時から午後5時まで

MAIL : kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp

※後日、電話又は面談にて簡単なヒアリング等を行う場合もあります。

8. 補助事業活動の審査、補助金の交付等

(1) 補助事業活動の審査

補助事業の活動内容を審査し、結果については、「船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書」(第5号様式)により、団体代表者宛てに通知いたします。

なお、補助決定金額は審査の結果、申請額よりも減額となる場合がありますので、ご了承ください。

(2) 補助金の支払い方法

補助金の支払いは、補助対象活動完了後に活動完了報告書一式(第10～12号様式)を提出していただき、補助金の額が正式に確定した後に支払われます。

市より団体代表者宛てに「船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書」(第13号様式)を送付します。

【補助金の請求に必要な書類】

交付決定通知書による通知後

- ・活動の変更、廃止などの場合は健康づくり課へ相談

補助対象活動完了後

- ・「船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書」（第10号様式）
- ・「収支決算（精算）書」（第11号様式）
- ・「船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書」（第12号様式）
↓市より「船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書」（第13号様式）を送付

市より指定口座へ補助金を振込

【補助金の振込について】

- ・口座名義に団体名が明記されている口座での登録をお願いいたします。
- ・市会計事務処理上、入金までに1か月程度かかります。ご了承ください。

9. 活動内容の変更等

（1）活動内容の変更

活動を実施するうえでやむを得ず当初の活動計画内容から変更が生じるとき、および2万円を超え経費配分の変更、経費費目の追加をする際は、健康づくり課まで必ず事前にご相談ください。

※「船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書」（第5号様式）により決定通知をした金額を超えての変更はできません。

（2）活動の廃止

やむを得ず活動を取り止める（廃止する）ときは、健康づくり課まで必ず事前にご相談ください。

（3）実施状況の調査等

活動の実施状況について、市が訪問調査を行わせていただく場合があります。実施状況が適正でないと認められた場合は、活動計画や交付条件に従って行われるよう指示します。

（4）決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

- ・偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ・補助金を他の用途に使用したとき
- ・補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他市長の指示に従わなかったとき

10. 活動の完了等

(1) 活動の完了

補助対象活動の完了後は、完了した日から20日以内、または令和4年3月31日(木)までのどちらか早い日までに、「船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書」(第10号様式)に必要な書類を添えて提出してください。

【活動完了時に必要な書類】

- 船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書(第10号様式)
- 収支決算(精算)書(第11号様式)
- 船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書(第12号様式)
- 領収書(原本)
- 活動の様子、成果がわかる資料(任意)

【活動期間日の記載方法について】

活動着手日 ⇒ 活動の準備を開始した日(令和3年4月1日以降)

活動完了日 ⇒ 全ての活動が完了した日(令和4年3月31日以前)

【領収書について】

補助金交付対象経費に係る支出項目については、領収書等の添付が必要です。支払年月日については、活動期間内(活動着手日～活動完了日)の日付であることをご確認ください。また、各領収書と収支決算(精算)書(第11号様式)、領収書と支出内容の照合ができるようにしてください。

領収書は、宛名(団体名)、団体が支払った額、支払年月日、支払明細が記載されているものをお願いします。

※ 領収書は原本を提出してください。

※ 特別な理由により原本の領収書の提出が出来ない場合はその理由を添えて申請してください。(書式自由)

その後の手続きは、8ページ(補助金の請求に必要な書類)をご参照ください。

その他

【補助決定状況の公表】 【成果の公表】 について

補助決定状況および活動の成果について、市ホームページで公表します。また、学術大会、研究大会等にて発表する場合があります。

(事業の概要に関すること)

Q1. この補助金事業は、個人で申請できるのですか？

A1. 市民 10 人以上で構成されている団体に申請してください。

Q2. 団体として、1 回につき 30 分以上、週 1 回以上体操を行ったら、運営費について 10 万円の補助を受けられるのですか？

A2. 1 回について 30 分以上の運動器の機能向上に資する体操を、週 1 回以上行った場合に、体操にかかった運営上の経費（経費詳細は P6 参照）の 8 割以内で補助します。その上限額が 10 万円となります。また、参加者のうち、65 歳以上の市民が 8 割以上いることも条件となっています。使用料は体操の時間のみではなく、活動時間の範囲で請求できます。

Q3. 他の補助金等の交付を受けていないことについて、書類等の提出は必要でしょうか？

A3. 書類の提出は必要ありませんが、補助金申請後の審査で、その活動が国、県、又は市の他の補助金や助成金等の交付と重複している場合は補助金の対象となりません。

Q4. 社会教育関係団体ですが、何か提出する書類はありますか？

A4. 社会教育関係団体は社会教育法第 13 条（国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、～中略～ 社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない）と定められているため、申請後に健康づくり課から社会教育課に活動団体名、内容等を伝える必要があります。そのため、申請時は社会教育関係団体であることを確認させていただきます。

Q5. 活動している現場に市役所の職員が見に来たりするのでしょうか？

A5. 市職員による訪問調査を実施する場合があります。日程は未定ですが、事前に連絡の上、現地調査を行います。

Q6. 訪問調査後、補助金が減額されることはありますか？

A6. 活動内容と支出内容に適合しない部分があった場合には補助金の対象外になることがあります。

Q7. 介護予防の活動は体操でなければ認められませんか？

A7. 当事業では、以下の「体操」の条件に該当するものが対象となります。

スポーツ（競技）団体の申請の場合には、その活動の中に四肢体幹（全身）を動かした、ストレッチや筋力トレーニング等の体操を入れていただきます。

※体操とは：スポーツ（競技）ではなく、その場で、四肢体幹（全身）を動かし、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能向上に資する運動をいう。

Q8. 対象要件として「団体構成員以外の者の参加を受け入れること」とあるがどういうことですか？

A8. 身近な通いの場を増やす目的があるため、申請団体はホームページやチラシ等で開催場所・時間・内容を周知させていただきます。近隣の住民など参加希望の方がいた場合、又は、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等から参加者の照会があった場合など、参加の受け入れをお願いします。

Q9. 営利団体も対象となりますか？

A9. 対象となりません。

Q10. これから活動を始めたいと思うのですが、認められますか？

A10. 補助金の交付を受けるには少なくとも半年間の活動実績が必要になる為、10月の第1週目までには活動を開始していただくことが条件となりますが、新型コロナウイルスの影響でこの条件が難しい場合はご相談ください。

(申し込みについて)

Q1. インターネットでの申し込みはできますか？

A1. 申し込みは原則として郵送にて受付します。その他の方法をお考えの場合は、お問い合わせください。

Q2. 郵送申請の場合、書類の不備があった場合はどうなりますか？

A2. ご提出いただいた書類を確認し、不備があった場合は連絡の上、再度ご提出いただく場合があります。書類のやりとりの郵送料は補助金の対象にはなりません。

Q3. 他の団体との合併を予定しており、10人は確実にいますが、正確な人数及び年齢は不明です。どうしたらよいですか？

A3. 申請時に把握できる名簿で申請してください。その後、変更がありましたらご連絡ください。

Q4. 65歳以上とは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか？

A4. 事業年度（4月～翌年3月）中に誕生日を迎えることを基準とします。

Q5. 交付を受けようとする活動の内容を説明する資料（教室のチラシ等）は、必ず必要ですか？

A5. 補助金申請団体にはそこに通いたいと思う住民の参加を受けていただくようお願いしておりますので、チラシを作成し、周知をお願いしております。

Q6. 記載間違いをした場合、どのように訂正したらよいですか？

A6. 訂正箇所が生じた場合は、誤記載の部分を朱書きで二重線を引き、正しい記載を行ってください。但し、書類によっては、再提出が必要な場合があります。

Q7. 参加者名簿は提出する必要がありますか？個人情報も多く、生年月日を記入することを嫌がる人もいます。

A7. 参加者のうち8割以上が65歳以上の市民であることが補助資格要件となっていることから必要となります。

(例)

氏名	住所	生年月日	年齢	●月○日	月日	月日	月日
〇〇 太郎	〇〇町 1-1-1	SO年O月O日	80	出席	出席	欠席	出席

Q8. 申請書等の団体の所在地は、どこの住所ですか？

A8. ここでいう、「所在地」は、活動場所を記載してください。

Q9. 第1号様式の1「活動の名称（簡潔に記載）」は、どのような内容を記入するのですか？

A9. 団体名あるいは活動（教室等）の名称がある場合はその名称を記載してください。

Q10. 第2号様式の代表者氏名と連絡者氏名は、別の人でよろしいですか？

A10. 別の人でも構いません。

Q11. 第4号様式の収入・支出の細目は何を書いたらよいのか？

A11. 収入：補助金で補えない分の補助対象活動で必要となる会費等を記入してください。

支出：例 消耗品：体操資料用の印刷用紙・インク代

食料費：参加者の体操の際に使用する水分補給用の飲料水

Q12. 申請時に必要な書類「組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）」とは、どのようなものですか？これから作成しますが、申請時に必ず提出しなくては行けませんか？

A12. 必ず提出してください。既存の団体等で既に定款や規約、会則等を作成している場合はその書類の写しを提出してください。新規の団体やサークル等、それらの書類がない場合は、作成して提出してください。（団体名での口座作成の際にも必要となります。）

Q13. 場所がとれないため、週1回の継続は難しい。その場合、この補助金の申請はできないか？

A13. 募集要項で定期的、継続的に週1回以上の活動を行うことと決められていますので、原則、申請対象にはなりません。

Q14. 活動自体は週1回行っているが、参加者は毎回同じ人ではなく、参加できる人が参加するスタイルだが、それでも申請できるか？

A14. 参加者名簿は出してください。週1回以上の頻度で活動を継続することで効果があるといわれておりますので、名簿に載っている方はできる限り参加をお願いします。ただし、体調不良、天候不良などの理由で欠席することはこの限りではありません。

Q15. 補助の対象となる活動は、週1回以上の活動をすることとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響で週1回以上できない月があるが、申請はできないのか？

A15. 原則は週1回以上の活動が補助の対象となる条件ですが、新型コロナウイルス感染症による自粛要請等の活動制限があり活動ができなかった場合は、この限りではありません。

(活動内容について)

Q1. 1回あたり30分以上とは分割(10分×3)でもよいのでしょうか？

A1. 分割でも構いませんが、1回の活動において合計30分以上行われた体操が対象となります。30分以上体操をしたことがわかるように記載をお願いします。

Q2. 座ったまま行う体操でも対象になるのでしょうか？

A2. 座った姿勢で行う体操も対象となりますが、その際に、下肢の筋力や柔軟性の向上が図られる体操も行ってください。下肢に障がいのある方はこの限りではありません。

Q3. 参加者のうち8割以上が65歳以上の市民とは、毎回満たす必要がありますか？

(例) 10回行って内2回は満たなかった場合は、補助金の対象外となりますか？

A3. 活動の完了時に年度内全体の参加者の状況から判断します。但し、活動にあたっては、毎回条件を満たせるように配慮をお願いいたします。

Q4. 基本的に週1回活動しているが、お盆の時期や年末年始は休むため、その時だけ月2~3回になってしまうが大丈夫か？

A4. 申請の際に確認はしますが、通常の活動が週1回以上継続して行われていることがわかれば、申請していただけます。

(対象経費について)

Q1. 補助の対象となる経費について、講師への謝礼は対象とならないのでしょうか？

A1. 謝礼は対象となりません。交通費等の実費が対象となります。但し、市内および近隣市(船橋市に接している市)以内の交通費を想定しています。

Q2. 交通費等に電車代、タクシー代も含まれますか？

A2. 領収書等で証明できる電車代、タクシー代が含まれます。但し、派遣をお願いする講師は市内および近隣市(船橋市に接している市)の方が対象です。

Q3. 領収書は写しでもよいでしょうか？

A3. 領収書は原本を提出してください。原則として返却はいたしません。

Q4. 自己の団体で所有するコピー機で印刷を行った場合、領収証が出ないので補助金の対象にはならないのでしょうか？

A4. 領収書がない場合は対象となりません。その場合、消耗品費で印刷用紙代、インク代を請求して頂いてもかまいません。

Q5. 体操に関する資料をコピーした際の代金はどの費目になりますか？

A5. 印刷製本費に該当します。コピー用紙は消耗品費ですが、コピー代は印刷製本費です。

Q6. 令和3年度の活動に使用する会場費ですが、令和2年度中に支払をする必要がありました。その領収書は認められますか？

A6. 令和3年度の活動として報告して頂くことで認められます。令和3年度の活動としてわかるように記載してください。但し、会場費に限ってのみです。

Q7. 盆栽サークルだが、初めの30分を使って体操を行う。体操は別の講師にお願いするが交通費は盆栽の講師と体操の講師、両方とも請求してよいか？

A7. 健康体操を30分以上、週1回程度行うことで運動器の機能向上につながると考えられるため、補助金の対象としては体操講師の交通費であれば認められます。

Q8. 文化祭などのイベントでのみ使用した事務用品、衣装などは対象になりますか？

A8. 普段の活動の中で使用するもののみ認めておりますので、イベントでの物は対象になりません。

Q9. 会の中でのスケジュールや経費などのデータをUSBなどに保管し、管理しているが、そのUSB代も補助金対象になりますか？

A9. 会の事務管理は直接体操には関係ないので、対象にはなりません。

Q10. 新型コロナウイルス感染予防対策グッズを購入したいが、消耗品の対象になりますか？

A10. 手指や物品の消毒に使用するものについては、活動時の感染対策に必要と考えられるため消耗品費の対象となります。ただし、活動に使用する分のみ随時購入し、買いためはしないようにしてください。マスクについては、日常生活における感染対策として一般的に求められているので、対象とはなりません。

(補助金支払について)

Q1. 補助金は具体的にいつ交付されるのでしょうか？

A1. 活動終了後、「活動完了報告書一式（第10～12号様式）」を提出していただきます。「確定通知書（第13号様式）」を交付します。その後、市より振り込みます。（但し、会計の処理上1ヶ月程度期間がかかります）

振込手続きには、事前に市への「相手方登録」が必要となります。（「相手方登録申請書」（市指定用紙）、未登録団体のみ対象）

※「相手方登録申請書」は、健康づくり課で用意します。

Q2. 口座名義に団体名が記載されている口座の登録は必要ですか？

A2. 必要です。団体の活動に対しての補助金なので、振込みも団体（口座名義に団体名が記載されている口座）に行います。振込みが終了する翌年の5月頃まで、申請した口座名義人は変更しないでください。

Q3. 活動完了日は、すべて令和4年3月31日ですか？

A3. それぞれの団体で、令和3年度の3月の最終活動が終了（完了）した日を指します。

Q4. 補助の対象になる経費の備考欄「（費目ごとの限度額）」とは何ですか？

A4. 「消耗品費及び原材料費」の備考欄の（1品につき1万円未満の物品に限る。）を指します。1品につき1万円以上の物品については対象となりません。

Q5. お弁当など食料費は対象になりますか？

A5. 対象ではありません。食料費は体操で使用する飲料水が対象となります。完了報告では何を購入したかわかる領収書（原本）を出してください。
定例会議等で使用する飲料水は対象ではありません。その他に対象外となる経費については、6ページをご参照ください。

Q7. 令和3年1月～12月で1年と捉えて活動を行っている場合、補助金の対象となりますか？

A7. 補助金の対象期間は年度単位となります。今年度は令和3年4月1日～令和4年3月31日までの活動が対象となります。

Q8. 活動完了後の報告について、令和4年3月31日までに報告と記載がありますが、3月31日まで活動がある場合はどうしたらよいですか？

A8. 令和4年3月31日まで活動される団体につきましては、事前に健康づくり課にご相談ください。

記入例

船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書

船橋市長あて

未記入 令和3年 月 日

団体名 ○○健康体操の会

活動している場所 所在地 船橋市湊町2-10-25

代表者名 船橋 太郎

代表者の住所 住所 船橋市北本町1-16-55

令和3年度船橋市アクティブシニア介護予防補助金の交付を受けることを希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 活動の名称（体操の名称もしくは内容を簡潔に記載ください）

○○健康体操の会

団体名で可。あるいは活動の内容を簡潔に記載。

2 活動の着手・完了予定期日

着手予定：令和 3年 4月 1日 （令和3年4月1日以降）

完了予定：令和 4年 3月 27日 （令和4年3月31日以前）

3 交付を受けようとする補助金の申請額

円

令和3年度活動最終日

未記入

4 添付書類

- (1) 申込団体概要書（第2号様式）
- (2) 活動計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿（任意様式）
- (5) 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料（任意様式）

申込団体概要書

記入例

令和3年 月 日

団体名	(ふりがな) まるまるけんこうたいそうのかい ○○健康体操の会
所在地	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 活動している場所
代表者氏名	(ふりがな) ふなばし たろう 船橋 太郎
連絡者氏名	(ふりがな) ちば けんいち 千葉 健一 〒 273-8506 住所 北本町〇-〇-〇 電話 409-0000 FAX 409-0000 e-mail @
代表者と同じでもよい	
団体設立年月 及び活動年数	△△ 年 △△ 月設立 △△年 △△ カ月 (平成△△年△△月△△日現在)
会員数(構成員数)	20 人(うち市内在住者 18 人)
団体の目的	介護予防の効果がある○○健康体操を実施することで、健康の維持増進を目指すとともに、会員同士の交流の場としても活用している。
主な活動内容	○○健康体操の実施。会員同士の交流も深めている。 公民館の文化祭への参加。 申請団体を公表する際に使用する文章になりますので、目的・内容はわかりやすく記載して下さい
忘れずチェック!	

【欠格条項の確認】次のいずれにも該当する団体ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (5) 団体に課された市税を滞納している団体

上記項目に該当していないことを確認のうえ、を記入してください。

記入例

活動計画書

第1号様式の活動の名称と同様

令和3年 月 日

活動の名称 <small>(簡潔に記載)</small>	〇〇健康体操の会 上限額は10万円、小数点以下は切捨て
補助金申請額	① 申請額 <u>64,320</u> 円 ② 本申請活動に係る補助対象経費総額 <u>80,400</u> 円 ③ 補助率 <u>80</u> %
実施内容および期待される効果 <small>(どのような介護予防活動を実施するのか、また、この活動を行うことで、どのような介護予防効果が得られる見込みかについて説明してください)</small> ・いつ? ・どこで? ・誰を対象に? ・どんなことを? ・どんな風に? ・どのような効果が?	活動場所 〇〇自治会館 活動の参加者 参加人数20人 近隣の住民に、町内報で案内して参加の意志があった方が参加者となっている。 活動内容(体操の内容、使う道具などを詳細に) 介護予防に効果がある〇〇健康体操を取り入れている。〇〇健康体操は、音楽に合わせて、全身のストレッチを行い、また筋力アップ体操としてペットボトルを利用して実施している。 活動の効果 週1回、全身のストレッチや筋力トレーニングの体操をしているので、介護予防の効果があると考える。
活動スケジュール <small>(介護予防活動終了日までの月毎のすべての日程と実施事項を記入してください)</small>	日程：令和3年4月～令和4年3月の毎週水曜日の実施。 8/11・12/29は休み 時間：10時～12時

記入例

団体名 ○○健康体操の会

収支予算書

令和3年 月 日

収入			
【区分】	細目	金額(円)	積算内訳(補助率)・備考
市負担分	アクティブシニア 介護予防補助金	64,320	補助率 80%
市負担分 補助金で補えない分の 団体負担分の費用	活動に関わる会費	16,080	収入合計額(A) × 0.8 小数点以下は切り捨て 上限 100,000円
	収入合計額(A)	80,400	

支出			
【費目】	細目	金額(円)	積算内訳・備考
消耗品費及び 原材料費	コピー用紙 プリンターインク	5,000	コピー用紙 1,500円 プリンターインク 3,500円
使用料	会場使用料	20,000	500円 × 4回 × 10か月
印刷製本費			
通信費			
保険料	傷害保険	24,000	1,200円 × 20人
報償費	○○体操講師交通費	11,400	300円 × 4回 × 8か月 300円 × 3回 × 2か月
食料費	飲料代	20,000	100円 × 20人 × 10か月
領収書が出ないもの は申請できません	支出合計額(B)	80,400	

- * 収入合計(A) = 支出合計(B)となるように記入して下さい。
- * 積算内訳の紙面が足りない場合、別紙(任意様式)に記入の上ご提出下さい。